

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月23日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

石巻・田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第 7 号

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）の一部を次のように改正する。

第57条第2項を削る。

第58条第2号を次のように改める。

（2）債権者又は代理人の住所及び氏名

第58条に次の1号を加える。

（6）その他必要な事項

第62条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第66条を次のように改める。

（債権の譲渡又は承継）

第66条 予算執行職員は、債権の譲渡又は承継に係る支出をしようとする場合は、請求書に譲渡又は承継に係る債権である旨を表示させるとともに、その事実を証する書面を添付させなければならない。

第120条第1項第9号を次のように改める。

（9）契約不適合責任

別表第1備考中「合わせて」を「あわせて」に改める。

## 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。